

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款変更を次のとおり認可した。

令和2年5月12日

静岡県知事 川勝平太

定款変更した土地改良区名	関係市町	認可年月日
富士山南麓土地改良区	沼津市、富士市	令和2年4月28日
新丹谷土地改良区	静岡市	令和2年4月28日
太田川上流部土地改良区	袋井市、森町	令和2年4月28日